

国際かんがい排水委員会日本国内委員会規約

（目的及び設置）

第1条 国際かんがい排水委員会（以下「ICID」という。）の諸活動への参画とICID加盟国や関係機関との連携・交流及び積極的な情報発信を通じ、世界のかんがい排水等の技術の向上と食料供給の強化を図るとともに、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会（以下「部会」という。）におけるICIDに関する事項の調査審議に資するため、ICID日本国内委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 本委員会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事務を行う。

- 一 国内及び海外のかんがい排水に関する情報の収集、分析及び発信を行うこと。
 - 二 ICIDの諸活動に参加すること。
 - 三 本委員会の活動方針の検討及び運営を行うこと。
- 2 前項に掲げるもののほか、本委員会は、ICIDに対し、ICID憲章に規定される直接会員の選任等に関して必要な意見を述べるとともに、直接会員の求めに応じ、情報の共有その他必要な協力を行うこととする。

（組織）

第3条 本委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、かんがい排水に関する学識経験のある者のうちから、農林水産省農村振興局長が依頼する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任依頼を受けることができる。

（委員長）

第5条 本委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

（議事）

第6条 本委員会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 本委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 本委員会における議事の概要については、部会に報告することとする。

（運営）

第7条 国内委員会は、農村振興局長が招集する。

(分科会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、特定の事項を委員長の指名する委員によって構成する分科会に付託し、調査審議させることができる。

(事務局)

第9条 本委員会に事務局を置く。

2 前項の事務局は、農林水産省農村振興局整備部設計課に置く。

3 事務局は、本委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に関し、必要な事務は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成25年9月24日から施行する。

この規約は、平成27年3月11日から施行する。